

地方競馬全国協会 会報

第 220 号 平成 13 年 8 月

目 次

- 1 . 競馬関係事項
馬主および馬の登録数調べ
- 2 . 畜産関係事項
畜産振興補助事業に関する検討会の開催
- 3 . 通 知
地方競馬実施規則（例）の一部改正について
- 4 . できごと

1. 競馬関係事項

馬主および馬の登録数調べ

平成13年7月分
登録件数等

区分	登録	抹消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬主	59	4	2	8			3
馬	536	255	0		265	9	9

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
2歳	305	107	412	0	412
3歳	78	2	80	0	80
4歳	27	0	27	0	27
5歳	9	0	9	0	9
6歳以上	8	0	8	0	8
計	427	109	536	0	536

ただし、登録事項の変更及び抹消については7月中に事務処理済みの件数である。

2 . 畜産関係事項

畜産振興補助事業に関する検討会の開催

協会は、平成14年度における畜産振興補助事業の実施方法等についての意見を聴くため、下記のとおり検討会を開催した。

記

ブロック代表の畜産関係主務課長の意見を聴くための検討会

- (1) 期 日 : 平成13年7月30日
- (2) 場 所 : 地方競馬全国協会 会議室
- (3) 出席道府県 : 北海道、岩手県、千葉県、愛知県、大阪府、鳥取県、徳島県、福岡県、沖縄県

3 . 通 知

地方競馬実施規則（例）の一部改正について

【平成13年6月22日付け13生畜第1417号農林水産省生産局長から地方競馬全国協会会長あて】

このことについて、別添のとおり地方競馬主催者の長あて通知したので御了知ありたい。

別 添

地方競馬実施規則（例）の一部改正について

【平成13年6月22日付け13生畜第1417号農林水産省生産局長から地方競馬主催者の長あて】
この度、地方競馬実施規則（例）（平成12年11月28日付け12畜B第1751号畜産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、競馬法施行令（昭和23年政令第242号）第17条の6第1項に規定する競馬の実施に関する規程を定め、又は変更する際の参考とされたい。

別 紙

地方競馬実施規則（例）の一部改正について

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（前検量） 第39条 競走に騎乗しようとする騎手は、当該競走の発走時刻前90分から30分までの間に、<u>当該馬に係る負担重量に保護ベストの標準的な重量に相当する分として0.5キログラムを加えた重量（第41条において「加算重量」という。）</u>で前検量を受けなければならない。ただし、引き続き2以上の競走に騎乗しようとするとき、騎手の変更により新たに騎乗することとなったときその他検量委員がやむを得ない事由があると認めるときは、定められた時間外に前検量を受けることができる。</p> <p>2 検量委員は、前項の規定により前検量を行った重量から保護ベストの標準的な重量に相当する分として0.5キログラムを減じた重量を速やかに発表しなければならない。この場合において、重量に0.5キログラムに満たない端数があるときはこれを切り捨て、0.5キログラムを超え1キログラムに満たない端数があるときはその端数は0.5キログラムとして発表しなければならない。</p> <p><u>〔削る〕</u></p>	<p>（前検量） 第39条 競走に騎乗しようとする騎手は、当該競走の発走時刻前90分から30分までの間に前検量を受けなければならない。ただし、引き続き2以上の競走に騎乗しようとするとき、騎手の変更により新たに騎乗することとなったときその他検量委員がやむを得ない事由があると認めるときは、定められた時間外に前検量を受けることができる。</p> <p>2 検量委員は、前項の規定により前検量を行った重量を速やかに発表しなければならない。この場合において、重量に0.5キログラムに満たない端数があるときはこれを切り捨て、0.5キログラムを超え1キログラムに満たない端数があるときはその端数は0.5キログラムとして発表しなければならない。</p> <p><u>（注）保護ベストの着用を義務付けている県にあっては、第2項を次のとおり規定す</u></p>

〔削る〕

第 40 条 前検量は、装具（むち及び帽子を除く。）くら（付属具を含む。）ゼッケン（番号ゼッケンを除く。）くら下毛布（以下「くら等」という。）及び保護ベスト並びに騎手の重量を総計したものを計量して行わなければならない。

〔新設〕

（注）競馬番組で定める期間又は裁決委員がやむを得ない事由があると認めるときは、保護ベストの着用義務を免除する県にあっては、次のとおり規定する。

第 40 条 前検量は、装具（むち及び帽子を除く。）くら（付属具を含む。）ゼッケン（番号ゼッケンを除く。）くら下毛布（以下「くら等」という。）及び保護ベスト並びに騎手の重量（保護ベストを着用しない場合にあっては、保護ベストに代えて、その標準的な重量として 0.5 キログラムの重量）を総計したものを計量して行わなければならない。

第 41 条 騎手は、競走において騎乗する馬に当該馬に係る加算重量を負担させ、かつ、前条の規定により検量したくら等を使用しなければならない。

2 騎手はやむを得ない理由がある場合において、その旨を第 39 条の前検量の際に検量委員に申し出、その許可を受けたときは、前項の規定にかかわらず、騎乗する馬に当該馬に係る加算重量を超える重量を負担させることができる。

3 前項の規定により、当該馬に係る加算重量を超えて負担させることができる重量は、2 キログラムを超えることができない。

4 （略）

る。

2 検量委員は、前項の規定により前検量を行った重量から保護ベスト分として 0.4 キログラムを減じた重量を速やかに発表しなければならない。この場合において、重量に 0.5 キログラムに満たない端数があるときはこれを切り捨て、0.5 キログラムを超え 1 キログラムに満たない端数があるときはその端数は 0.5 キログラムとして発表しなければならない。

第 40 条 前検量は、装具（むち及び帽子を除く。）くら（付属具を含む。）ゼッケン（番号ゼッケンを除く。）及びくら下毛布（以下「くら等」という。）並びに騎手の重量を総計したものを計量して行わなければならない。

第 41 条 騎手は、競走において騎乗する馬に当該馬に係る負担重量に相当する重量を負担させ、かつ、前条の規定により検量したくら等を使用しなければならない。

2 騎手はやむを得ない理由がある場合において、その旨を第 39 条の前検量の際に検量委員に申し出、その許可を受けたときは、前項の規定にかかわらず、騎乗する馬に当該馬に係る負担重量を超える重量を負担させることができる。

3 前項の規定により、当該馬に係る負担重量を超えて負担させることができる重量は、2 キログラムを超えることができない。

4 （略）

(騎手服等の使用)

第 50 条 騎手は、競走に騎乗するときは、知事が別に定める騎手服、帽子、保護ベスト及び番号ゼッケンを用いなければならない。

(注 1) 各地の実情に応じて騎手服に使用する色及び標示を規定することは差し支えない。

〔削る〕

〔新設〕

(注 2) 競馬番組で定める期間又は裁決委員がやむを得ない事由があると認めるときに、保護ベストの着用義務を免除する県にあっては、次のとおり規定する。

第 50 条 騎手は、競走に騎乗するときは、知事が別に定める騎手服、帽子、保護ベスト及び番号ゼッケンを用いなければならない。ただし、競馬番組で定める期間又は裁決委員がやむを得ない事由があると認めるときは、保護ベストの着用は任意とする。

(着順の確定)

第 61 条 (略)

2～4 (略)

5 省令第 7 条の 11 において準用する同令第 1 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項の勝馬は、第 3 項の裁決委員の着順の確定宣言により確定する。

(勝馬投票法の種類)

第 76 条 (略)

2 連勝単式勝馬投票法は、枠番号二連勝単式勝馬投票法及び馬番号二連勝単式勝馬投票法並びに馬番号三連勝単式勝馬投票法とする。

〔新設〕

3 連勝複式勝馬投票法は、枠番号二連勝複式勝馬投票法及び普通馬番号二連勝複式勝馬投票法、拡大馬番号二連勝複式勝馬投票法並びに馬番号三連勝複式勝馬投票法とする。

(注) 用いない勝馬投票法がある県にあっては、当該勝馬投票法については規定しないこと。

(枠番号)

(騎手服等の使用)

第 50 条 騎手は、競走に騎乗するときは、知事が別に定める騎手服、帽子及び番号ゼッケンを用いなければならない。

(注 1) 各地の実情に応じて騎手服に使用する色及び標示を規定することは差し支えない。

(注 2) 保護ベストの着用を義務付けている県にあっては、次のとおり規定する。

第 50 条 騎手は、競走に騎乗するときは、知事が別に定める騎手服、帽子、保護ベスト及び番号ゼッケンを用いなければならない。

(着順の確定)

第 61 条 (略)

2～4 (略)

5 省令第 7 条の 11 において準用する同令第 1 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項の勝馬は、第 3 項の裁決委員の着順の確定宣言により確定する。

(勝馬投票法の種類)

第 76 条 (略)

2 連勝単式勝馬投票法は枠番号連勝単式勝馬投票法及び馬番号連勝単式勝馬投票法と、連勝複式勝馬投票法は枠番号連勝複式勝馬投票法、普通馬番号連勝複式勝馬投票法及び拡大馬番号連勝複式勝馬投票法とする。

(注) 用いない勝馬投票法がある県にあっては、当該勝馬投票法については規定しないこと。

(枠番号)

第 77 条 枠番号二連勝単式勝馬投票法においては、省令付録第 3 により定める枠番号の付け方のうち、別表 4 の例により、枠番号二連勝複式勝馬投票法においては、省令付録第 3、付録第 4 又は付録第 5 により定める枠番号の付け方のうち、付録第 3 については別表 4 の例により、付録第 4 については別表 5 の例により、付録第 5 については別表 6 の例により枠番号を付ける。

(勝馬投票券)

第 78 条 (略)

2 勝馬投票券には、次の名号に掲げる事項を記載する。

(1) 県名

(2) 勝馬投票法の種類を示す文字

(注) 用いる勝馬投票法の名称を示す文字のすべてを記載する必要はなく、その種類を簡潔に示す文字で勝馬投票法を特定することができる表記であること。

(3) ~ (9) (略)

(注) シングルユニット勝馬投票券を用いる県にあっては、次のとおり規定すること。

(勝馬投票券)

第 78 条 (略)

2 勝馬投票券には、次の名号に掲げる事項を記載する。

(1) 県名

(2) 勝馬投票法の種類を示す文字

(注) 用いる勝馬投票法の名称を示す文字のすべてを記載する必要はなく、その種類を簡潔に示す文字で勝馬投票法を特定することができる表記であること。

(3) ~ (9) (略)

第 77 条 枠番号連勝単式勝馬投票法においては、省令付録第 3 により定める枠番号の付け方のうち、別表 4 の例により、枠番号連勝複式勝馬投票法においては、省令付録第 3、付録第 4 又は付録第 5 により定める枠番号の付け方のうち、付録第 3 については別表 4 の例により、付録第 4 については別表 5 の例により、付録第 5 については別表 6 の例により枠番号を付ける。

(勝馬投票券)

第 78 条 (略)

2 勝馬投票券には、次の名号に掲げる事項を記載する。

(1) 県名

(2) 勝馬投票法の種類を示す文字

(注) 拡大馬番号連勝複式勝馬投票法を用いない県にあっては、普通馬番号連勝複式勝馬投票法を従前の例にならい、馬番号連勝複式勝馬投票法とすることができる。

(3) ~ (9) (略)

(注) シングルユニット勝馬投票券を用いる県にあっては、次のとおり規定すること。

(勝馬投票券)

第 78 条 (略)

2 勝馬投票券には、次の名号に掲げる事項を記載する。

(1) 県名

(2) 勝馬投票法の種類を示す文字

(注) 拡大馬番号連勝複式勝馬投票法を用いない県にあっては、普通馬番号連勝複式勝馬投票法を従前の例にならい、馬番号連勝複式勝馬投票法とすることができる。

(3) ~ (9) (略)

(注) インターネットの画面表示にて、新旧対照表の(新)と(旧)の欄の行にずれが生じる場合があります。

4 . できごと

平成13年7月

7月 6日

地方競馬のあり方に係る検討会

7月25日

第2回馬主登録審査委員会

7月30日

畜産振興補助事業に関する代表県畜産課長との検討会